

日本小児科学会学術集会 初期研修医・医学部学生トラベルグラント規程

(目的)

第1条 この規程は、日本小児科学会初期研修医・医学部学生トラベルグラントの取り扱いについて定める。

(趣旨)

第2条 小児科の臨床・研究を目指す次世代の人材育成をはかるために、初期研修医・医学部学生が日本小児科学会学術集会時に筆頭演者として小児科学に関する発表を行う際のトラベルグラントを支給する。

(告示)

第3条 告示として募集要項を日本小児科学会雑誌およびホームページに掲載する。

第4条 募集要項の変更は、学術委員会で検討し、理事会の決議を経て行うものとする。

(対象者)

第5条 演題登録時に初期研修医または医学部（類）学生とする。

第6条 初期研修医、医学部（類）学生のいずれも小児科専門医による指導を受けている者とする。

第7条 所属施設からの旅費支給または他のグラント・支援プログラム等の支援を受けていない者とする。

(応募)

第8条 応募は筆頭演者としての演題登録（初期研修医は一般演題、医学部学生は医学生関連（医学生による発表））の際、初期研修医・医学部学生トラベルグラント申請書を提出する。

(選考)

第9条 選考は学術委員会が行い、審査・選考過程は公表しない。

(支給者の最終決定)

第10条 小児科専門医による初期研修医または医学部（類）学生の証明を必要とする。

第11条 支給者の最終決定は、理事会の決議を経て行うものとする。

(支給)

第12条 初期研修医、医学部（類）学生それぞれ5名を上限として支給する。

第 13 条 日本小児科学会旅費規程を準用し、往復交通費実費ならびに学術委員会委員長が必要と判断した場合、宿泊費（宿泊が必要な場合のみ、1 泊分の上限 13,000 円）、合計 50,000 円以内の支給を行う。なお、交通費と宿泊費が一体になったチケット（パック）を利用した際、不要な宿泊については、1 泊あたり 5,000 円を差し引いて支給する。

（規定の変更）

第 14 条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

（協議事項）

第 15 条 本規程に記載のない事項については、会頭と学術委員会委員長が協議し決定する。

附則

この規程は令和 1 年 7 月 28 日から施行する。

この規程は令和 6 年 3 月 24 日改訂、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。